

古墳の祟り・再考 —怪異学の視点から—

RECONSIDERATION “TATARI OF AN ANCIENT BURIAL MOUND”: PERSPECTIVE OF KWAI STUDIES

大江 篤（園田学園女子大学経営学部）

OE ATSUSHI (SONODA WOMEN'S UNIVERSITY, FACULTY OF BUSINESS ADMINISTRATION)

崇(たたり)/TATARI IS WRITTEN AS “崇” IN JAPANESE
怪異学 /KWAI STUDIES
近世隨筆 /MODERN PERIOD ESSAY

はじめに

考古学者・斎藤忠が昭和7年（1932）、「墳墓雑話の一」として、「古墳の祟り」という小文を記している¹⁾。亡き人への想いのもと多く人々によって築かれた古墳も、時代とともに忘れ去れていく。

その後幾春秋、此等は多く名もなき古塚として村に里に残存した。しかもその多くは、内に幾多の宝器を蔵すると伝へられつゝも尚里人の盗掘にも遭はず、外に田畠を妨ぐ広大なる地域を有しつゝも農夫の崩壊にも寄せられず、今日に至る迄巍然として其永遠の生命を保つて来た。

そして、何がそうさせたかと問い合わせ、

無論それに墳墓といふことが意識せられた場合、人々は心より之を躊躇したのは言ふ迄もない。併し一面「古塚を掘れば祟りがある」との迷信の力の偉大なりしことも忘るべきではなかろう。誠に此科学を超越した力強い迷信こそ、語り継ぎ語り伝へられて人々の心底に根生え、人々を恐怖せしめその発掘を防止したか不文にして無言の厳然たる法律であった。

と述べ、「古塚を掘れば祟りがある」という迷信が人々の心に定着し、「発掘を防止」したと指摘する。古い塚をめぐる俗信や民間説話が盗掘を防いだというのである。斎藤は、その禁忌に違反した具体例として、近世の4つの事例をあげる。

【事例1】

文政年間の初、越後国猪股村の古塚の石槨から取り

出した副葬品（陶器）を家に持ち帰った一家が「疫に染」まり、売り払った商人の家もまだ同様に病気となり、寺に納める。寺でそれを見て持ち帰った京の人がまた病気となったという。行く先々で病気を引き起こすことを「祟なるべし」と記している。（『甲子夜話続編』）

【事例2】

「京師大仏阿弥陀が峯南の方地蔵山を穿掘して古墳の祟ありし奇談」という話。文政11年、地蔵山の土砂を採った際、山の神とよばれている松の木の下から壺が出てきた。掘り出そうとしたら鳴動し、掘っていた人が死ぬ。それを聞いた世話人も熱病に罹り死ぬ。（『鬼園小説拾遺』）

【事例3】

京都、清水寺の音羽山の麓の土地を平らにしようと掘ったところ大きな石にあたった。掘り進めると、「一むらの靈氣ひらくと四方にたなび」き、多くの僧侶が倒れ伏した。これを「古塚の祟り」と記している。（『奇遊談』）

【事例4】

猪七という盜賊が古墳を盗掘する話。「石の門」「黒漆の棺」「金銀珠玉衣服甲冑さまざまの宝」などの記述があり、「門の内より矢を射だす」「甲冑を帯せし武者門の左右に立ちふさがり」「棺の内より白銀にて作りたる鼠一疋猪七の懷に落かかりける」「棺の両角より…細かなる砂を吹きおろす」などということがあり、猪七は「癰」（はれもの）を患つて亡くなった。（『御伽百物語』）

【事例4】について、斎藤が「架空的であり、怪奇的である」としているとおり、フィクションであるものの、その背景には古墳（古塚）を発掘すると祟りにあうという言説が定着している証左ともいえる。これらの事例から、

科学万能の今日、或は単なる怪奇として無難作に葬り去られ、或は又よし之を認めて、単に盜掘者それ自身の受けた精神的苦痛の結果とし幻想の現象として解釈せられるかもしれない。かくして、古塚を掘れば祟るとの不文の法律も次第に消え失せようとして居る。併し願はくは、この種の話は、科学を遙かに超越した神秘的のものとして、村に町に人々の間に何時の世までも語り伝えられたいものである。と近代科学では「迷信」とされる「古墳の祟り」譚が伝承されることを期待し、「解剖台の屍体の如く」学術的態度をもっての発掘で祟ることはないだろうとする。

以上のように、古墳が長い間保存されてきたのは、それぞれの地域の歴史的、社会的環境のなかで、信仰や禁忌など生活のなかで伝承されてきたこと着目する重要な指摘であった。近年、角南聰一郎をはじめ民俗学の研究で、古墳をめぐる伝承に注目した研究がすすめられている²⁾。小稿では、これらの研究を参考に、怪異学の視点から古墳の祟りについて考えていただきたい。

1. 怪異学と祟り

怪異学とは、「怪異」という語をキーワードに、その歴史的考察を行う学問である³⁾。平成13年（2001）に設立された東アジア怪異学会を中心に、歴史学・文学・民俗学・地理学・美学など人文・社会科学に広がりを持ち研究を進めてきた。ここでの「怪異」は、不思議なこと、あやしいことを示す語である現代の日常語としての怪異だけではない。

元来、「怪異」は漢語であり、中国古代の災異思想にもとづく語であった。儒学者、董仲舒の天人相関説にもとづく考え方である（『漢書』董仲舒伝）。天と人の行ないが連動し、為政者である皇帝の失政を戒めるために、天が「災害」「怪異」を起こす。「怪異」は「災害」と対になる語であった。また、「怪異」とされ

る事象は、例えば『類聚符宣抄』の「怪異」の項によると、東大寺の大仏の水湿（結露）、宇佐八幡宮の木が俄に枯れること、火事で神馬が死亡することなどであった。この天人相関説、災異思想が日本に伝わったものの、「天」（天帝）の思想については、十分に理解されたうえでの受容はなかった。中国の「天」の思想に代わり日本では「神」が「災害」「怪異」を起こす主体となる。

そして、「神」が「災害」「怪異」によって、人に祭祀を要求することが「祟り」の原義であった⁴⁾。タツ、アリが語源と考えられ、神の示現を意味する語であった。人が何か悪いことをした報いとして「祟られる」のではない。

『古事記』垂仁天皇段には、天皇の子、本牟智和氣王が成人しても言葉を発しないことに落胆した天皇が病に伏せてしまう。その時、

ここに天皇患ひたまひて、御寝しませる時、御夢に覚して日りたまひけらく、「我が宮を天皇の御舎の如く修理りたまはば、御子必ず真事とはむ」とのりたまひき。かく覚したまふ時、太占に占相ひて、何れの神の心ぞと求めしに、その祟りは出雲の大神の御心なりき。

とあり、天皇の夢の中で、神が宮の造営を要求する。夢から覚めた天皇は太占によって、いずれの神の心かを問うたところ、出雲大神の御心という結果が出た。ここでの祟りは、出雲大神の心、つまり、神の意思表示であり、社殿を造営し祭祀することを要求したものであった。

神の「祟り」は、律令国家の成立により、神祇官が管理し、卜部の龜卜によって認定された。宝亀三年（773）正月十三日付太政官符（旧京都市吉田家所蔵）には、

太政官符神祇官

合神式処

双栗神 在山背国久世郡

充奉田壱段

乙訓神 在同国乙訓郡

充奉神戸壱国并幣帛

右、得官解-你、供奉 御体御卜之日□-

崇奏上、奉 レ勅依レ奏、仍注事状申送□
官宣ニ承知、依 レ勅施行、符到奉行、
從四位下行左中弁兼中務大輔大伴宿禰「家持」
左少史正七位上土師宿禰「拖取」

宝亀三年正月十三日

とある。「御体御卜」に関する文書である。「御体御卜」とは、6月と12月の2回、向こう半年間、天皇の体に「祟」る神を神祇官卜部が占断し、処置を行うものであった。この太政官符では、双栗神と乙訓神が特定され、田や神戸、幣帛によって祭祀されている。律令国家の成立により、神々が神祇官で管理されるなか、神の示現としての「祟り」が予定調和に卜部によって占われるようになった⁵⁾。

やがて、神だけではなく、人の靈の「祟り」も占断され、9世紀には陵墓の「祟り」の記事も見える。例えば、『日本後紀』逸文、大同四年（809）七月丁未（三日）条である。

遣ニ使於吉野山陵、掃ニ除陵内、并読經。以ニ亢旱累旬、山陵為ニ崇。

長く続く旱魃が吉野山陵（井上内親王）の「祟り」とされ、陵内の清掃と読經が行われた。この後、六国史に11例、陵墓の「祟り」の記事がある。

そして、10世紀以降になると、『小右記』長和二年（1013）五月二十五日条に、

夜に入りて、修理大夫、來たりて、良久しく清談す。「青宮の御惱、若しくは神明の祟り有るか。其の故は、『宮の御修法に依り、公家の御幣使、延引す』てへり。此の事、先日、伝へ承る所なり。主上、深く不快の御氣色有り」と云々。

とあり、藤原実資が修理大夫と清談するなかで、青宮（皇太子）の病が「神明祟」ではないかと述べている。「祟り」は神祇官卜部によって公的な場で判断されるものではなく、貴族が会話のなかで語られている。「祟り」が日常語となっていることがわかる。

さらに、中世の史料には、『玉葉』承安三年（1173）三月三日乙未条に、

自ニ今夕、女院有ニ御不予以事、居給ニ是御灸治之間令ニ也、令レトニ筮之ニ、占云、土公、鬼靈、靈氣之所ニ祟云々、依ニ此事ニ、相ニ勞灸治ニ參上、攝政

昨日相ニ共室家ニ、被ニ向ニ宇治ニ、依ニ一切經会ニ也、とあり、女院の病氣を卜占（卜筮）で認定している。ここでは、「土公」「鬼靈」「靈氣」と「祟り」の主体が多様化していることがわかる。

また、『吾妻鏡』文応元年（1260）十月十五日己酉条には、

相州政村の息女邪氣を煩ひ、今夕殊に惱乱す。比企判官の女讚岐局が靈、祟をなすの由、自託に及ぶ。件の局大蛇となりて頂に大なる角あり。火炎のごとく、常に苦を受く。當時比企谷の土中にあるの由、言を發す。これを聞く人、身の毛豎つと云々。

とあり「邪氣」を患った女性が「讚岐局の靈」が「祟」っていることを自ら語っている。その内容は、「讚岐局の靈」は角のある大蛇の姿になり、比企谷の土の中で火炎のように責め苦を受けているというものであった。これを聞いていた人々は身の毛もよだつ思いをしたとある。靈の「祟り」であり、現代の祟りの用法に近い。

以上のように「祟り」の語は、「怪異」同様に歴史的変遷があることがわかる。「祟り」はある事象を○○の「祟り」であると認定し、その主体が明らかとなつたうえで対処を行うという単純な構造をもつものであった。「祟り」が生成する現場では、ある出来事を解釈し、「祟り」の主体（基本的に神）や原因、対処法などの情報を発信する者とそれを受容する者が存在している。情報を発信する者は、「卜占」「託宣」「夢」などの回路で神靈の世界と交信し、「祟り」を語る言葉を紡ぎだす。また、情報を受容する者は「王権」「国家」「社会」などそれぞれの置かれた環境における不安や思惑を持っている。この情報を発信する者と受容する者の葛藤という相互作用のなかで「祟り」が成立するのである。

それでは、斎藤忠が「古墳の祟り」でとりあげた近世社会において、祟りはどのように展開しているのであろうか。次に近世史料にみる「祟り」を検討したい。

2. 近世史料（隨筆）にみる「祟り」

近世の「祟り」を検討するにあたって、国際日本文化研究センターの「怪異・妖怪伝承データベース」(<https://www.nichibun.ac.jp/YoukaiDB/>)を活用する。このデータベースで「タタリ」で検索すると619件ヒットした。そのなかで、民俗資料を除き、近世隨筆について整理を行った。ただし、データベースの項目「呼称」の欄に「(祟り)」とあり、史料に「祟り」の記載がないものは省いた。これは、データベース作成者の判断が入っているためである。

以上の基準で抽出したデータは103件であった。このなかで近世以前の史料の引用を除いた82件を対象とし、原因→事象→認識→主体→結果・対処に分け、時系列に整理したものが表1である。

(A) どのような現象が起きたときに「祟り」が認定されているか？(原因・事象)

個人（もしくは家）に「祟る」事例が56例（67%）である。近世の「祟り」が個人化していることが理解できる。事象としては、病気が39例（うち死に至るものが10例、狂乱・憑依によるものが16例）と最も多い。狂乱・憑依による尋常ならざる病気や死、連続した死などを説明する際に「祟り」が語られている。

また、地域に「祟る」事例が7例（8%）ある。これらの事例は、疫病や自然災害（地震、異常気象）である。

(B) 「祟り」の主体は何と考えられていたのか？

(主体)

神の「祟り」は23例である（神祇17例、人神（御靈神）6例）。次に、人の「祟り」が7例ある（生きている人2例（表1のNo.5、23）、死者の靈5例（No.9、28、45、46、75）。この他、物・場所の「祟り」が20例、動物の「祟り」が10例（蛇、犬、狐、鰐、獺など）あり、その他、化け物（妖怪）が11例（天狗、河童、山童など）であった。

「祟り」の主体は神が最も多い。ついで多いのが具体的な物の「祟り」である。この事例には、神木や墓石、仏像などが含まれており、その背景に神靈の存在をうかがわせる。古墳の祟りもこれに含まれる。また、

「祟り」の主体に死者の靈は少なく、祖先はみえない。死者の靈に関しては、すでに御靈神として祭られているものが多く、怨靈（死靈）が「祟る」とする事例は稀である。

(C) 誰が「祟り」と認識したのか？—「祟り」の語られ方—

まず、広くの地域の人々が「祟り」であると語っている事例が3例ある。

『閑田耕筆』(No.13)に、

先年伊予国宇和島領上之灘尾端串浦社の神木を伐らんとする時、白衣の人四百人計來りて止むれどもきかず、伐りて船に積たる時、此四百人、やがて船を乗沈め、吏及び人夫共に没死すと、或人語れり。又吉野上市の上にて俗稱いもせ山といふ社あり。其神木を伐て売しに、伐たる者をはじめ、其材を買しものまで祟をうけ、或は狂乱し、或は病惱して、数家皆死絶たりと、其所の人話せり。右青木大明神の奇靈とひとし。凡神靈は疑まじきものなり。…

とある。神社の神木伐採についての話であるが、吉野上市の事例は「其所の人話せり」とある。「狂乱」「病惱」が神の祟りと記録されているのである。

次に、『兎園小説』(No.19)の「虹霓 伊勢踊 琵琶笛 奇疾」に、

享保十四年八月の頃、本所石原徳山五郎兵衛中間八郎、俄に尻に犬の尾を生じ、五日の朝飯食し兼ねしことありき。摺鉢に食を入れ与ふれば快く食す。夫より人相も大に変じ、全く犬の如し。夜中犬の声を聞くときは、必飛び出だす、日ごろ犬を殺しゝ祟と皆人伝へ云ひき。

とあり、犬のように行動する中間の話であり、表題の「奇疾」と認識されていたことがわかる。その原因が日頃犬を殺していたことの「祟り」であるという。「皆人伝へ云ひき」とあり、この話が広く語られていたことがわかる。

さらに『中陵漫録』(No.58)「怪淵」に、

…松山より伯州に行く路に一淵あり。其辺に人あり。至て勇夫なり。或夜、少年相携て、罠を持行き、其中に打てば物あつて罠の中に入る。如何と

表1 近世史料(隨筆)にみる「祟り」

NO	年	原因	事象	認識	主体	結果・対処	備考	史料名
1	天正十五年 1587				鷹石	本地を易ることなし 大友清秀の生歿の傍にある鷹石に隣る(動かす)	中川修業 鷹石は鷹が射落とされた鶴池の邊にあり、石垣で囲む。大内義の古跡。	玄錦随筆
2		村長がある年、地籠巡り翌日の精進あがれに村中拝会し、池の魚を捕つて酒者にすることを禁めずる。	(櫛枝) 村中疫病大に流行	疫病	御医薦が他の地蔵	地蔵巡り翌日の精進あがれに村中拝会し、池の魚を捕つて酒者にすることを復活。		玄錦随筆
3		鷹売りが鷹を一尾どうたる行差を嘲り、のう。	馬が鳴って苦しみ一歩も歩けない。	病気	同家国八坂・行基 車の起	帆忍をわびて鱗を舐じる。一馬は平癒する。	行基庵の桜起	玄錦随筆
4		春日みよしの八神の像を守す。	守宅証實印が梅田からの横濱の際に落失してしまふ。	死	明惠上人	(春日・佐吉神)	鳴きに守門が廢といつて今もある。	崇實随談
5	延宝二年 1674	遊行上人の配札に白旗があつた			札	遊行上人か、弟子に聚る	上一枚へ抜てておせばお六丁 枚ももうつづれ	逐想軒記
6		布根三枚塗の名馬の蹄跡の右と端の右とを差し替える	人がにわかに死んだ	死	右側の名馬の蹄跡	人はおそれてもともどす。脚氣を患うものは折れは廢れる	吾我五郎の脚が駿馬で落つたとき馬蹄が四、五馬ほど入った。	著作室一タ話
7		新田明神の祠の後の墳墓をおかす。草の葉をとる。			新田義興の塚(新田明神)		笑日の慶し・否定する説明あり	向岡聞話
8	文化六年 1809	大阪の城で討ち殺したに親王兵衛といふ武士の武器を持っていた中丸子村の原石五郎が先年、武具を農具に改じて売物にす。	玉川の決済で田畠を失い、田き書物も一箱消失	災害	武器の類(親王兵衛)	先祖を神にまつて大阪大明神とする。	家にはさびた刀が一本ある。向岡聞話 祭りは正月。	向岡聞話 後編
9		糸計に落とされ死をした	人民を悩ます		平野頼(将門の弟)	真教坊が芝居場(神田山日輪寺)で脚踏を迫害	東園に廢りをなした妻は将門に向ひて火を燃やした。	闇恋痴談 後編
10		城内の小祠を城外へ運そとし	豊州小倉城の城主の趣疾	病気	(義前の人)	神(邪神)	脚を運ず者をやめ、剣を殺し、野外で焼く。銀瓶は煮えた。	御田筆記
11		山科某の田代の田代の車の廻にある杉の一枚が田を走るうでの伐ろうとした。	頭がくるめき、木を伐ることができない	病気	杉	曳止める。自然に木から火が出て焼ける。魔作に実はなぐなる。		御田筆記
12		通称の花の塚の花山にある古塔を守る			石塔	本國寺に宿める		御田筆記
13		吉野上山のいもせ山という社の神木を伐れて死つた	伏ったもの、買ったものが狂亂・病氣、数家が皆死に絶える。	狂う病 死	失所の人 神木		青木明神の奇縁とひとし	御田筆記
14		魔鬼の跡をとる	漁りて魚をえがたい	災害	守禪和尚	逆水社の祟り	守禪和尚の海	御田筆記
15		家を作をする屋根、木を運さにかかる	三条梶手の伊勢屋(元宿を商う者) 病者が多く出た。	病気	逆水社の祟り	守禪和尚のため逆水社の祟り	守禪和尚のため逆水社の祟り	御田次事
16			蓋だし		金尾羅現の山の天狗・金兜羅坊		金尾羅現の山の天狗・金兜羅坊	聖路俗談
17					鬼柴(ものたたけ)		鬼柴の人の念縛を禁ず。蟹・川魚・蒜・海藻を食べると祟り。	聖路俗談
18		さしたる罪もないのに主人が手討	主人が下僕の首をはねたら庭石にくらいついた	不思議	家僕	取り子に起居してして庭石にくらいついたが、忘れてしまつて解り難い。	死後に祟りをなして、必ず取り出すべし。	世事言談
19	宝休十四年 1729	日ごろ大を殺す	本所石原堀山五郎左衛門中間八助、俄に知りに火の尾を生じ、五日の朝飯食し、兼ねしこよき。櫛棒に食を入れ与ふれば食く食す。夫より人相も大に変じ、全く夫の如し。夜中大の声を聞くとは、必びび出す。	狂う	苦人伝え云ひき			兎園小説
20	文化十年 1813	神木の木を伐り出し芝居の間にする	芝居が敷かしなかった(風鏡) 斧柄の木の櫛台の梁が落ちる。同時に様々な珍事あり。	災害	風鏡	杉山大明神(活性寺)	三四四年まえ櫛元に風が吹き倒れの約束を守らなかつたので芝居を緊張させないとつた。箕尾町の景福桜庭	兎園小説
21	文化四年 1813		三四四年まえ櫛元が突然、弧が起き禿れの約束を守らなかつたので芝居を緊張させないとつた。	狂う	櫛元	禿	治療をするが五日目に死亡	芝居に禿る
22	文政八年 1825	二人の水消中間か交接している蛇を殺す。	病氣になり死ぬ。もう一人は蛇の姿のみを口走って死ぬ。	狂う病 死	禿	羽黒山へ走った事は神体が白蛇なのでかえて悪いことをしたという。(修業)	蛇を殺した時手伝つたものも死んでゐる。柳川城後崩鳥越の守屋敷	兎園小説
23	文政乙酉 1825		青木平助が庭の上に一塊の石を見て、自分が覚める。本当に神に神えいでいたので水をかけて火を消した。	災害	家の内のもの	もののけ、たたり	翌朝、足が合つた九匹の蛇が落ちて来た。頭を水に沈めるとか、土に埋めたかしてそのままは平助する。東大寺の宋室和尚が夢で行う。	夷舟伊達郡原更圓小説
24		尊日別太神のご神体を正面から持つたのは近頃のみである。正面から持つた人があった。	人畜に…		豊日別大神	社殿は東向きに設置	稲荷國	花音漫筆
25		神廟の前でとつた白鳥の羽をもつて神供を通る			白鳥社(日本武尊命)			花音漫筆
26		声口の魔魔になるでの片づけよう			小楠公の佛	その後見えなくなつた。	大坂西櫻橋の石窟	花音漫筆
27		山の神に止まれて木の下から立ち出た姿が見出さうとした。	地蔵の木が立つた裏、松の木の下から姿が出てきた。振り出そうとした時、物語つていた人が死ぬ。それを聞いた世人たちも死ぬ。	死	新藤平角	山の神(古墳)	猿寺で説経	兎園小説余録
28		奥州菊田郡下村の江尻惣右衛門は我門をたまで借金を帳消しに死ぬ。	我門は我門をたまで借金を帳消しに死ぬ。兄弟・後家・子ごも等が大くと死ぬ。	狂う病 死	神子	羽黒羅現の社筒長明寺	長明寺に祈禱を頼んだら神子について一族を殺すという	新著聞集
29		伊勢の賀間を船で運ぶ時、大蛇を切り殺し、楫を三つにきりと折つた。	若原伊予の家業甚平が十三年目に死ぬ	死	故実	大蛇		新著聞集
30		雷神を殺すの道幅を広めた	庄屋の家に雷が七日夜落ちる	災害	三海上人	雷	雷の事といふ名の女が身を投げた洞	新著聞集
31		利音屋敷の寄地の町を耕作する						新著聞集
32		天満宮の祠を破て三十番を建てる	都合せ代まで草廻する	死	夢	天満宮	八多宮の桂川の別業。西岡向田村	新著聞集
33	延宝二年 1674	白鳥の大山や仁左衛門が御厨を借りて行なつたが持つていた家の手代が死んでいた。	手代が大氣、狂い出で、氣れ五、六日で亡くなる。その死亡になった者や病氣のものがあつたが貸さなかつた。	狂う病 死		紙薦御肉	尾州津島・戸辺の天王祭	新著聞集
34	延宝年中 1673	近の路の石に正徳の山の山から石塔を運んでぐるぐる	猿狹封の住持が持つて借金を帳消しに死ぬ。	死	夢	崩山直次の猿の森石	美州三本松の東研や久心	新著聞集
35		曾我兄弟の守り本家の三郎を殺す	米滋福封院の住持、狂して毒を吐る真似をして鹿を逃がさないとき	狂う	託宣	曾我兄弟の祠	轟にまつねば、正氣になった。	新著聞集
36		侍女が宝の風を剥る	辱り伝う		幽鬼		脛鬼數	新著聞集
37		侍女が宝の風を剥る	一人熟睡していると廻處ともなく髪の毛を引っ張られる	不思議	蝶	前夫の妻	脛鬼熟睡したら向じごとこった	新著聞集
38		その方を犯し、曾我作移徒など	家の内の男じん死ぬ	死	陰陽家	余神	山谷金神	新著聞集
39		大木を乗せる手伝い兵を与える	狂う病 死	山童(山の守)			いひ交せし吉葉に棲(おほ)らをもつて	梅翁随筆
40		第六天の御供の大木の実とあって生れる	発熱・口走る	狂う病 死	九州の河童			梅翁隨筆
41		神社を供養寺(淨土宗)の寺が奪つて寺にした。			第六天			梅翁隨筆
42		人を殺す。人を狂かす。			御神靈神(船人の聖)			梅翁隨筆
43		一矢をむる			鳥銭の士	大蛇を見出す	日吉町出生道	爰庵隨筆
44		猿飼川の神の廟の岩門にいる一足の鳥を捕えらる。	村民たのぼりの廢り、大風浪などの変		村民の語りき	神使(一足の鳥)		爰庵隨筆
45		淡路國洲崎の古坂を掘り出した	その人が狂い走つた(むくつきき老民)	狂う	狂人	静	魔を舞い歌を歌う	淡路國洲崎
46		紀伊國伊野郡の山の山に墨木を伐つた。	病氣をなす	病気(神人)	小野毛人の墨(神人)	小野毛人の墨が法華寺に移り住みたい。円豊法師		桑揚庵一タ話
47	寛政四年 1792	曾我の木の三つ又にならとこ	吉野をつまれ、吉野の毛が抜け筋色が上の上うにならなかった。	不思議	袖人	天狗	樹木のお神酒を供えて罪をわび、資金もちらずに帰る。	山城國擴大路の庄屋喜左衛門北裏の親類類石南門の詔り
48	寛政甲寅 1791	後山監修の藤の垣の壁を壊す。聖魔大子の毛をほりりす。	寒熱・温泉の中に溺り水	病氣災			聖魔太子の碑は埋める	北裏類
49		天狗の毛とよい言い文るところに家を連れてくる。			天狗	伊豫東原に何も告げず住まわせたところ何もおきなかつた。	舟渡の山中	南敷余録
50		信濃国守代の力持が大蛇を殺し家に持つてかえつた。	大蛇を殺して三年後に公より古墳に埋め山に入りて、曾我を盗んだ衆によって命を召された	死	男の親	大蛇(山の神)	物の臭いを嗅て陰で聞いた医者は大蛇を野守にいる。	諸國里人談
51					神のழり		世間で幽俗を交わす者あらまじ・死産・生産とは別	閑の隠
52		病氣(十に五つ)			人坂高麗の金神	京都の大医者の中川修業	閑の隠	閑の隠
53	宝永年中 -11	人魚を殺して海に投げ入れた			御医明神(仕合は人魚)			諸國里人談
54		万広寺の大仏が焼かれたので善光寺	寝着であるのに雪がふり、寒氣を人が復した。	病氣	善光寺如来	秀吉がなくなる前日に善光寺へ復した。	雍州府志	諸國里人談
55	元禄年中 1688-	小田原の寺にある根蘭を根蘭が江戸へ運ぶ	一夜下駄の者大熱、狂気のように根蘭のことを口走る	狂う	根蘭	元のところへ返す	出羽国雄勝郡利川、湯浜の間の小町村	諸國里人談
56		小田原の子孫の家の弓菴を子供	大熱	病氣				

NO	年	原因	事象	認識	主体	結果・対処	備考	史料名
57		父母死して首を切歌らない					琉球の葬礼 首返し	中陵漫錄
58		松山から伯州に行く路の瀬、勇夫が巣に入るがあがらないので剣を握って水中に入る。血の中に頭の頭がある。刃入森す。	一年ならずして死す。	死	人皆いわく 僧の頭			中陵漫錄
59		出帆の祭、唐寺から媽祖を移すと打たれて傷ついた	漁人歸て狂氣となる。手を拍ち首を搾て怒哉するか一言も語も通らざる	狂う		訟詞が聞く。唐人に和を入れてその狂い自ら治すべくという。このことによって治る。		中陵漫錄
60		薩摩の祭事で頭を落す	馬に祟りまんす		禰	祭ること七代にしてようやく止む		中陵漫錄
61		新田義興を奸謀した者の子孫、義興は矢口の渡して彼死。	新田大明神への参詣の途中に落馬、斎劍さやは病氣		新田大明神	鳥居建立などあらん様の寄進をする。されよ災いなし。毎月10日に代參。		紙草出思
62	享保十一年	1728 新田義興を奸謀した者の子孫、義興は矢口の渡して彼死。	舟車家參詣の際、天候不順。供の者に本庭竹爆	災害	新田大明神	竹青姓のものが落すと天候が元に戻る。		紙草出思
63	近年	新田義興を奸謀した者の子孫、義興は矢口の渡して彼死。	船本藩中の侍三人が參詣し、下向の際、石段に足跡みかね渡口して鳥居の前で氣絶	病氣	新田大明神	御当を頼み、祈念し、非礼を謝る。事無く帰宅。		紙草出思
64	寛政14年	1802 新田義興を奸謀した者の子孫、義興は矢口の渡して彼死。	別当の各所のいのちの人が覺に移り火災。	災害	新田大明神	社をゆりうごかすものあり、火を消し止める。	奇々妙々たる靈験	紙草出思
65		鷹の首を切った	某の大作、分家務を聞いて門口にたたきを落されたまま生じた	病氣	村長		鷹川の息女は鷹の頭の蒸焼きを用い難病全快	紙草出思
66		狂う死	(太神宮真記)	神		病後、口呑冠を兼ねて言語をたかに分りかねなり。		紙草出思
67		狂う死	荒井源吉の女、荒井川で甚が長くなるように狂う死したが、川に落ちて死んだ	病氣	神田明神本社のうしろにある住吉の手水鉢	死を出でみだりに參る者、古今神で祭りにあらるもの見聞あり 大神宮神異記	謎死	
68						告あるもの出いの庭にあるが葉ら	一語一語	
69	享保十一年	1726 大江馬町住吉の神像開鑿の時に神木の下で不淨の見世物があった	松原通首御院天神社の大木の軸…神木が風むなしいに中より折れる	災害	天神 (不淨の軸)	閑居の日に折れる	月堂見聞集	
70	弘化三年	1846 老山松若大工所之跡御の跡	土人から賣り受けた衣服	内空	篠山貢言宗忠院円空の後き加押祈禱 全校			天弘錄
71	弘化三年	1846 桜木成子町住居の町人、眼の上の疾病	室内の御物	内空	器物を細り出し、清めて清淨の地におく。小僧を見出す。少しづつ見ええ			天弘錄
72			京中疫疾流行、わらべが多く死ぬ	疫病	卜者	貴船の神の祟り 弘治二年九月九日此神祭りで時疫を逐し。洛中の人らへ小神輿とて祭るは還風		跡国年中行事
73		秀吉が伏見城を築いたとき神を東の丘に移した。	御香宮 (神功皇后)			旧居に返す		跡国年中行事
74		向日葵の馬上の妻子をまわりの村の者が見る				住むものはくるしからず		年中故事
75		涼風が尼島へ泊って平家蟹を見た夜度々おびえ	平家の亡靈の祟り 歌を読み替える			後嵯峨天皇の高足。享保二年 酔迷余錄		
76					禰	聞えうとしたがまかない。八郎右衛門は羽を被壊する。二度と人に祟らないと誓う。		高意草
77		カッパと禰	大塚庄左衛門	かっぱ 禰	かっぱ:みの茎たてたうみといいうものを針にかけて、叫ぶ。禰:麦の茎を繋いでこれをくらへていう。			高意草
78		正月に神主を懲らしめる。	八郎右衛門の妻に気がついて、取り戻さではおかじとのしり狂う。	狂う	八郎右衛門の妻	陰くうとしたがまかない。八郎右衛門は羽を被壊する。二度と人に祟らないと誓う。		高意草
79		船頭坂下の十輪院の墓から掘り出された楓根が位牌堂で位牌ともうも踊り回る。院主は不思議で病気になった。	病氣		禰體	禰體と石の上にあがれ足で踏み躊躇	それより又たりなかりし	高意草
80		大阪利倉忠衛の阿弥陀如来が楓根の墓にまかれていた。	家の子供が夜々泣えて泣いていた。	病氣	高禰師	直くのでらいおさめると子供はもとにもどった		春夢独談
81		疋磨川の上の神木といわれている杉の古木が伐根が伐根する。	後醍醐天皇の平川舟藏の妻が癡狂する。同尼を踏み伸ばし、手を履の上において頭の方へ退き行く。	狂う	川の神	医者は辞して薬を与えず		黄華堂医話
82		凶宅、怪死			狐狸		呑氣の気が通じないのであつてそんなに恐れることはない	九桂草堂閑集

しても出ず。故に傍の木に手縄を結付置き、明朝又、少年と行て見れば、手縄を解き、其辺にありと云。其後も亦た如レ此。是れに因て、一劍を抱ひて没し見れば物あり。暫して血、水に浮ぶ。其中に僧の頭あり。二度三度にして漸く切殺したりと云。其人、一年ならずして死す。人皆云く、果たして其祟に遇うと云。

という話が掲載されている。ある淵の網を投げ込んだ男が物の手ごたえがあるものの何もあがらないことから、剣を投げ込んだところ、僧侶の頭が水中にあり、切り殺した。この男が一年を待たずに亡くなつたことを人々が「祟に遇う」というとある。ここでも広く語られていたことがわかる。これらの事例から「祟り」が広く社会で語られていたことが理解できる。

次に、個人が「祟り」と語る事例がある。『閑窓瑣談』(No.9) 後編「貞盛の不仁」に平将門の乱について、因に云、将門の舍弟御厨三郎平将頼は、武藏国多摩郡中野の原に陣取しが、田原の千晴が為に奸計に落とされて死す。其靈戦場に残りて人民を悩し祟をなす事止す。… 東国に靈を現したゝりしは、

将門にはあらで、其舍弟の将頼の亡魂なりしと思はる。

とある。作者の為永春水が祟りを将門ではなく、弟将頼と解釈している。また『醉迷余錄』(No.75)には「平家蟹」の項に、芭蕉の門人、涼菴が「其の夜度々おびえて寝ねられざりしかば、「是平家の亡靈の祟りならん」と思」ったと記されている。これらは、執筆者である知識人たちが「祟り」の主体を解釈する事例である。

また『世事百談』(No.18)「欺て冤魂を散」には、何某が家僕、その主人に対し、指たる罪なかりしが、その僕を斬ざれば人に対して義の立たざることありしに依て、主人その僕を手討にせんとす。僕、憤り怨て云う、吾さしたる罪もなきに、手討にせらる。死後祟りをなして、必ず取殺すべしと云う。主人わらひて汝何ぞたゝりをなして我をとり殺することを得んや。といへば、僕、いよいよかりて、見よとり殺さんといふ。主人わらひて、汝我を取殺さんといへばとて、何の証もなし。今その証を我に見せよ。その証には汝が首を刎たる

時、首飛んで庭石に齧つけ。夫を見ればたゞりをなす証とすべしと云。さて首を刎たれば、首飛びて石に齧つきたり。その後何のたゞりもなし。ある人のその主人にその事を問ければ、主人こたへて云、僕初にはたゞりをなして我を取殺さんとおもふ心切なり、後には石に齧つきてその驗を見せんとおもふ志のみ専らさかんになりしゆゑ、たゞりをなさんことを忘れて死したるによりて祟なしといへり。

とある。主人に手討ちにされる家僕が死の直前に「死後祟りをなして、必ず取殺すべし」といったものの、打たれた首が庭石にかみつけば「祟」った証拠とするといい首を刎ねる。首は庭石にかみついてもの「祟り」はなかった。これは亡くなった家僕が石にかみつくことをめざすことによって、主人に祟ることを忘れた結果としている。ここでは、主人も家僕という当事者が「祟り」をめぐってやり取りしているのである。

さらに、宗教者がある出来事を「祟り」と語っている事例がある。明惠上人（No.4）、守興和尚（No.14）、卜者（No.15）、羽黒山の修驗（No.22）、神子（No.28）、三海上人（No.30）、陰陽家（No.38）、金神医者（No.52）、円空（No.70・71）、陰陽師（No.80）などである。これらは、説明のつかない異常な病気や死について原因を特定し、対処（治療）する場合が多い。

例えば『新著聞集』（No.28）の「僧財を掠奪ひ一族を悉く滅す」である。奥州菊田郡河村の江尻惣右衛門は、その子平四郎を羽黒権現の社僧長明寺に預け、寺の金を借りたうえ、手形を平四郎に盗ませる。借金証文の有無が裁判となり、長明寺は神前で起請したものの敗訴する。長明寺は「この上は、活て人に面むかふべきにあらず。死して恨をなすべし」といい、断食をして亡くなる。やがて、惣右衛門は死去する。

長明寺の三十三回忌になって、二代目の惣右衛門が「長明寺、笠打かぶり杖をつき、来れる」とい、恐れる。そこで、長明寺の住職（現住）をよんで加持祈祷をすると、

神子に祓ひさせけるに、様々の事を口ばしり、不図立あがり、長明寺の前に走りより、「汝は無道の者かな、我祟をなす処へ、弟子の身として祈祷

は何事ぞ。真あらば、此家には来るべからず。師恩をわすれし汝を先とり殺さん。疾にも此一族、ことごとく滅さんとおもひしかど、富貴になして後、蟹の足をもぐように、とりひしぎなば、一入嘆も深からんと、年をかさね今まで許しつ。兄弟共に追付とり殺さん。平四郎は手がた盜し科はあれど、そのころ、思慮もなからん。ことにむかしの好身ゆへ、不便におもふ也。されども、科を許す事なかりがたければ、病身になしおくべし」といった。長明寺の住職は逃げ帰って、死去する。江尻家の兄弟四人、後家、子どもたちが次々と死ぬ。この後、長明寺の靈は平四郎にも憑く。この事例では、長明寺の住職の加持祈祷で、「神子」の託宣のなかで「祟り」が語られている。

また『闇の曙』（No.52）の「愚人を欺き誑かす道具には、金神の祟り尤世に多し」と書き出す一節に、三十年ばかり以前、大坂高麗橋壱丁目辺に金神医者と異名せる医者有し。（或いは山伏医者ともいふて、笑ひけり。）病家へ行と、十に五ツは、此病人と金神の祟りあり。薬にては治しがたし、祈祷すべしとすゝむ。さなきだに病家は迷はして、心くらくおもふ所へ、たゞりをいふておどしかけるほどに、忽ちまどひ恐れて、祈祷頼むもの多し。金神除の祈祷は、京都に大験者有引合せ申べして、差図する山伏京四条近所に有しとなむ。此事を知人は、あれは相棒なりと譏り賤しめり。

とある。大坂高麗橋の金神医者は京都の大験者と共に謀して、病気の半分を「金神の祟り」と判断し、祈祷による治療をすすめている。詐欺まがいの治療が成り立っている背景には「祟り」を受け入れる人々があつたことがわかる。

以上のように、近世の隨筆にみる「祟り」を分析してきた。「祟り」が生成する現場で、ある出来事を解釈し、「祟り」の主体や原因、対処法などの情報を発信する者とそれを受容する者が存在している点は古代、中世と同じである。しかし、祟りの原因とされる出来事は、国家や社会に関わるものではなく、個人に関するものが多い。情報を発信する者は、出来事の当事者、宗教者、知識人などであり、それぞれの立場で「祟

り」を語る言葉を紡ぎだしている。また、その主体も神や靈だけではなく、多様である。これらのことから、「祟り」が社会に広く定着し、多様に語られていることが理解できよう。斎藤忠が古墳の祟りとして取り上げた事例も、近世社会における「祟り」の言説の一つである。

3. 古墳（古塚）の「祟り」

さて、表1の82件には、斎藤忠が紹介した【事例2】の外にも古墳（古塚）の祟りの事例がある。『向岡閑話』(No.7)の「遊-詣武州矢口新田明神-」に、
この所はいにしへ鎌倉よりの道路なり。川あり。
矢口の渡しというふも此所なり。こゝに新田明神の祠あり。義興の靈をいはふものなり。祠のうしろに墳墓あり。まばらにかきをゆいて、此中の草の葉までもとることを禁ず。もしもおかすものあれば、かの靈のたゝりをうくといふ。

とある。新田義興をまつる新田明神の祠のうしろの墳墓は禁足地であり、犯したものは祟りを受けるという。
また『閑田耕筆』(No.11)には、「田村將軍の塚」について次のようにある。

山科栗栖野に田村將軍の塚は、杉一株たてりしが、田の上におほいて障なりとて伐んとせしに、眼くるめきて伐えず、祟なるべしと畏て止ぬ。其後自然に樹より火出て焼つれば、農作に害なくなりぬとぞ。神靈たうとむべし。將軍は奥羽の蝦夷を帰化せしめ、朝家に大功は知る人歎く、あまさへ其古墳さへ微々に、しるしの樹焼亡ぬるは歎くべし。とある。田村將軍の塚上の杉を伐採しようとしたが伐ることができず、祟りであるとして中止した。

この記事に続いて、「遍昭僧正の墳」(No.12)について、

遍昭僧正の墳の花山にあるも石塔は失ぬ。これは一とせ茶事を好めるものゝ取来りて、己が庭に居たるが祟有しかば、畏れて本国寺とやらんへ納めしとぞ。古物の貴きをしりて、古人の尊むべきをしらず。祟をおぼえてももとへかへさゞるごとき、不敬の所為悪むべし。

とあり、遍昭僧正の墓の石塔を家の庭に持ち帰ったことで祟りがあり、本国寺に納めたのである。

さらに『笈埃隨筆』(No.46)「祇王、仏、静旧跡」の項に、

近頃聞、淡路国洲崎にて、計らずも古塚を掘出しきる。其人狂ひ口走りて、我は判官義経の妾静也。元の如く納めざれば、其祟りをせんといふ。人々驚き詫てけるに、一人いふ、聞及ぶ静御前ならば、舞の名人とかや、一さし舞て其証を見せ給へと望むに、やがてかのむくつけき老民、威儀を正し頻伽の声を發して諷ひ舞しかば…。

と記されている。静御前の古塚を掘り出した人物が「狂ひ口走りて」、静御前として語り出し、元のとおり納めなければ祟りをなすと言った。周りにいた人々は、静御前であれば舞の名人なので舞い、その証拠を見せるように望んだところ、むくつけき老人が舞を舞い、和歌を詠じるように望んだら歌を詠んだという。古塚に埋葬されていると伝承されている人物が盗掘した人に憑依し、舞い、歌ったという。

これらの事例にあるとおり墳墓の盗掘や墓上にあるものを持ち帰ったり、伐採したりする行為は禁じられており、そのことが社会通念となっていたことが理解できる。近世隨筆の記載は断片であるが、古墳（古塚）をめぐっては多くの言説が語られていたことは想像に難くない。「古墳の祟り」の現場の詳細な記録が残されているのが、石川年足の墓と小野毛人の墓である。いずれも墓誌が発見されており、早く梅原末治が紹介している。この二つの事例をみていく。

まず、石川年足の墓である。梅原末治「石川年足の墳墓」⁶⁾には、「從来多く世に知られざる田中氏所蔵の記録中にある関係の記事」を一部紹介している。

又記録は島上郡真上村住田中六右衛門先祖より所持來り屋敷より北裏手の山林を荒神塚と申すに往古より先祖代々家守護神と称し右山林の内に千年も相立古木の松有之之を荒神塚古木を荒神松と申往古より六右衛門家先祖代々大切に仕例年十一月火焚祭と唱年々御前御伝へ來り候処文政三年辰年正月元日の朝六右衛門へ御告にて夢を見元日の雑煮を祝ひ夜明迄暫く間うたゝ寝致し候内に慥に夢

覚右荒神塚山林一面に武家へ崩込居宅忽ち土中にならんとす家内の者周章さわぎて逃去ると思ひて夢さめたり總身冷汗出で恐しさ限りなし不吉の夢を見心に掛り罷出候処隣家伊右衛門年始祝賀に來り四方山岫の上に伊右衛門申する者旧冬十二月廿八日立松切に山行荒神松の下通り見請候処巾一尺四五寸計深さ一尺斗幸荒神松の下地面落込有之何ぞ生け込被成乍事なきやと咄し有之夜明の夢と申不思議と存じ早速松の下に参り見請候処相違無く何共不思議且昨夜の夢全く山林開発にて荒神の咎にもあらんやと恐しく存じ我家の滅亡の前表にもあらんかと大ひに心配いたし林檎蜜柑木迄植付後には我家の得益にも可成事は八九分迄成就する処にて気掛り若我家の守護神遠祖にて其流にてもあらんやさもあらば此末我家の氏神と尊み奉るべき事といよく不思議地面落込見改の為知らせ有之と存て翌二日早天に右伊右衛門相頼倅共堀改め見届元掛り五六尺斗堀上げ候得共炭沢山に有之炭も土同様に相成其炭の中に二重箱と見へ外箱は腐り中箱との間黄金金延板綠青出申難分し水にて洗ひ見るに文字彫附有之難分摺洗ひ綠青去り落し分りがたく候得共文字相見銘彫付あり千五十九年になる古代の物なり二重箱の中に大切の神靈有之申述がたく其の儘銅板箱の上に埋置候

とある。島上郡真上村（現高槻市）の田中六右衛門の屋敷の裏に荒神塚（荒神松）という屋敷神があった。文政3年（1820）正月元旦に荒神塚の山が崩れ屋敷が土砂で埋まる夢を見た。そのことを話した隣家の伊右衛門に話したところ、年末に立松（門松）を取りに行つた際、荒神松の下が落ち込んでいたという。夢と一致するため、確認を行つたところそのとおりであった。六右衛門は、山林開発による「荒神の咎」「我家の滅亡の前表」と考え、伊右衛門に頼み、倅とともに発掘したところ木棺と石川年足の墓誌が出土したのである。

その後、京都多聞院にいる六右衛門（上記史料の倅）の子が再度発掘し、京都にもって帰ったことによつて世に知れ渡つたという。

梅原は、「此の記事は恐らく発掘者の録せるものと

思はるゝを以て、自己の祖先と墳墓との関係については多少の附会を予想するも、ほゞ其の状態を窺ひ得られ、（山田一大江注）以文の記に比して価値すくなからざるを思ふ」と述べている。

山田以文の書簡「石川卿金牌出現之由来」には、先の史料には記されていない内容も含まれている⁷⁾。「荒神山（塚）」の「荒神松」の「マワリ三四間の程ヲ昔ヨリ靈地」といい、庄屋田中家が困窮して山を開発し、林檎の木を植えたときも開発を避けたとある。近隣の百姓が田中家に荒神山が崩れていることを告げに来たのは12月28日とある。確認を行つたのは六右衛門の倅であり、「右倅云ヤウ、アラアヤシイキ事カナ、昨夜ノ夢ニ、山オチ入テ大ニサワギカラウジテ家を逃去リストユメミタリ、凶夢ト思ヒ人ニモ告ザルニ、夢ニタガハズ」という。「山ヲ開テ、木ヲ植シ咎」と思い、正月二日に倅と百姓の二人で、「垢離ナドシテ、身ヲ清メ右ノ処ヘ」行き、木棺と石川年足の墓誌を発見する。「両人大ニ恐懼シ、定テ祟ヤアラン」と元のとおり納め、「深ク慎テ他人ヘハ秘セシナリ」とある。この地には、

三十年前ニ狐村中ニテ死セシコトアリ、此家ノ老婆之ヲアハレミテ、此靈地辺ヘ埋シガ、狐靈老女ニ付テ口バシリ、此地ハ忝モ武内公ノマス所ナリ、不淨ノ畜類ヲ葬ルコト大ニ怒レリ、仍テ右死狐ヲ掘出シ、他所ヘウツシ埋メシカバ、本心ニ立帰リヌ、斯様ノコトモアル故、右六衛門先代マデ、節日ナドニハ燈明ヲ供シテ、家内ノ安全ヲ祈リシ由也、近年ハサルコトモナカリキ、

ということがあった。田中家の老婆に狐靈が憑依し、このことで祭祀が行われたというのである。荒神山（塚）が靈地であることを示す伝承といえよう。

以上、二つの史料であるが、墳墓を掘り、副葬品（墓誌）を発見した際の近世社会の認識を示す貴重なものである。庄屋田中家が石川年足の墓を「荒神塚」として祭祀し、その場所には、夢と現実の合致や狐の靈の憑依現象など不思議な出来事が語られている。このことによって、靈地として長く保存してきたといえよう。

石川年足の墓と同じく発掘された経緯がわかるのが、

京都市上高野にある小野毛人の墓である。発掘にいたる経過は、梅原末治「小野毛人の墳墓と墓志」に詳しい⁸⁾。梅原によると、

明治に至り当時築ける封土崩れて再び天井石を露出し、一度地方人士の石室を開けることあり、こゝに金牌のあるを聞ける村の理髪師某、その発掘の容易なるを知り、明治二十八年三月八日これを發きて墓志と銅函とを奪い去らんとせしが、途に下鴨警察署の手に捕へられ、墓志は無事村民の手に帰れり。

という墓誌盜難事件があり、墓誌を神社で保管するため大正3年（1914）2月1日に民家に移したころ、別の調査で高野村を訪れていた梅原が区長井口又兵衛から話を聞き、発掘調査にいたった。小野毛人の墓誌は、銅函に納めた上、石函に入れられていた。銅函の蓋の上面には、延宝元年（1673）に製作されたときの銘文が次のように刻まれている⁹⁾。

慶長十八、癸丑仲冬、山腹陵夷、中有石櫛、村民驚見、開蓋但視、有物如煙霧、傍有神牌、文字不明、村民相議云、此処日小野之邑、又曾聞之、奉窓毛人朝臣之神靈也、然則是牌也、必錄其神号也哉、尔後磨礲神号明朗、以故不能奉安之民家、別件銅函、以奉復鎮本処、先願、皇闕清寧、武門衰泰、次冀五穀豐饒、万民樂業、

延宝元年竜次癸丑十一月吉祥日

山城国愛宕郡高野村闔民 敬曰

この史料によると、墓誌の発見は慶長18年（1613）、山腹の石櫛が「村民」によって発見され、蓋を開けて見たところ「神牌」（墓誌）が埋納されていた。「村民」は文字は読めなかったものの、その場所を「小野之邑」といい、「曾聞之、奉窓毛人朝臣之神靈也」であったため小野毛人の墓誌であると判断している。この場所が小野毛人の墳墓の地であるという伝承が発見より以前からあったことがわかる。

この慶長年間の墓誌発見の詳細を記したものが、梅原末治が高野村の旧記を調査する中で偶然に発見した「小野毛入之御位牌掘出シ候時之年号之事」という古文書である¹⁰⁾。

小野毛入之御位牌掘出シ候時之年号之事

一、山城国愛宕郡高野之里崇道天皇之西神主高林山城守政重六十五歳之年之年号慶長十八癸丑年十一月二十三日之夜、夢ニ天皇山之東原之峰高位之記有之由、ありくと夢ニ見申候、翌日廿四日之大師講寄会ニ而夢物語致候へハ、其講之内ニ彦太夫又五郎と申式人、天皇山江柴かりニ行、石之からとを見付掘出シ長サ八尺五寸、横幅三尺五寸、深サ三尺五寸之石之からとの内ニ、かね之毛人之位牌御座候を取出シ、神主山城方へ持参仕候、則天皇之社之脇ニ觀音堂御座候、其内へ奉納置候、里遠ク御座候故、又同村徳雲軒と申寺江預ケ置申候、然所ニ同村衆中兎角毛人之御位牌右之石之からとゑ葬リ度由風聞御座候間、在候へハ蓮花寺法印頼候而葬申候、其年より当年迄

小野氏系図 人王三十一代

敏達天皇 春日皇子 妹子王 毛人 毛野

岑守 篠 後生 良真（好子）

宝永二年乙酉二月

崇道天皇

西神主高林山城守政重

高野村山城孫良古

高林重右衛門（印）

この記録によると、慶長18年の墓誌発見に至る経緯は次のとおりである。崇道神社の神主、高林山城守政重が65歳の慶長18年11月23日に「天皇山之東原之峰」に「高位之記」があることを夢に見る。そのことを翌日の大師講の寄り合いで話したところ、それを聞いていた彦太夫と又五郎が天皇山に柴刈りに行き、「石之からと」を発掘し、そのなかから「かね之毛人之位牌」（墓誌）を取り出して、神主のところへ持参した。初め崇道神社の脇の「觀音堂」に墓誌を安置していたが、里から遠いとの理由で、「徳雲軒」に預けた。ところが、村の人々がとにかく墓誌を「石之からとゑ葬リ」たいというので、「蓮花寺法印」を頼んで埋納した。墓誌の埋納に関して、「享保九年辰正月二十日古城址名所並寺社書出帳」に「此金牌慶長十八癸丑年仲冬ニ掘出丁丑元禄十年元之石棺納ムル」とあり、元禄10年（1697）に「元之石棺」に納められたことがわかる。

小野毛人の墓誌をめぐっては、高野村を訪れた者の記録が残されている。黒川道祐の延宝9年（1681）3

月16日の採訪の記録である『東北歴覧之記¹¹⁾』である。

高野村ニ至ル。…近世此ノ社ノ後ニ、土人踏之音ヒビキケル所アリ。各々怪ミ思ヒ、是ヲ掘レバ、石ノ唐櫃アリ。内ニ一物モナク、金色ノ牌アリ。其記ヲミレハ、小野毛人ヲ葬シ石櫛ニテ年月アリ。土人大ニ驚キ、旧ノコトク土ヲオイ、金牌ハ家ニ携ヘ帰レリ。暫クアリテ、其ノ一家ノ人悉ク病惱セリ。是レ、石櫛ヲ發キタルカ故ナルヘシトテ、近隣ノ宝幢寺ニ遣ス。今木ニテ神主ヲ作リ、其内ニ右ノ金牌ヲ納置ケリ…

と記されている。「土人踏之音ヒビキケル所」という記載から発掘された際の様子がわかる。掘り出した「土人」は墓誌を家に持つて帰ったものの「其ノ一家ノ人悉ク病惱セリ」という状況に陥った。そこで、「石櫛ヲ發キタルカ故ナルヘシ」ということで宝幢寺に納めた。さらに、木製の神主（靈牌）をつくり、その中に墓誌を納めている。この時、墓誌は宝幢寺にあり、木製の靈牌に保管されていたことがわかる。黒川道祐は翌年もこの地を訪れている¹²⁾。

その後、貞享元年（1684）に黒川道祐がまとめた『雍州府志』卷四、「寺院門 法幢寺」の項に次のようにある¹³⁾。

…高野川北、有_二崇道天皇之社_一、其東辺山上、人踏_レ之則有_下成_レ響地_上、土人怪_レ之年旧矣、一旦掘_レ之、則有_二金牌一枚_一…小野毛人之墓、大驚而埋_レ土、金牌高野村豪民、携_レ之置_二家内_一、無_レ幾而、一家有_レ疾、知_二毛人之祟_一、寄_二牌於此寺_一、今現存矣、

また、卷十、「陵墓門 小野毛人墳」に、

…中世斯地土人踏_レ之、則為_レ響怪_レ之、年旧矣、一旦掘_レ之則有_二石棺_一、内存_二金牌一枚_一、…金牌寄_二高野村法幢寺_一石棺則掩_レ土其跡猶存、

と記している。小野毛人の墳墓から墓誌を掘り出し、家に安置していた一家が次々と病気になり、その原因が墓誌（小野毛人の祟り）であるとされ、宝幢寺に預けられた。延宝9年に墓誌は宝幢寺にあり、木製の神主（靈牌）に納められていた。この時に、黒川道祐、伊藤仁斎・東涯親子¹⁴⁾が墓誌を見ている。その後、高野村が疲弊する出来事があり、墳墓に埋め戻されたの

が、元禄10年（1697）のことであった。

さらに、京都の地誌にも小野毛人の墓が記されている。北村季吟『菟藝泥赴』（貞享元年 [1684]）である¹⁵⁾。「第五 法幢寺」の項に、「むかし山上ふめば響ある所有、明暦年中にうがちて石櫛にあたれり、開きてみれば金牌あり」とみえ、明暦年中（1655～1658）にも発掘されたことがわかる。慶長18年に高林政重の夢で発見された小野毛人の墓誌は埋納され、明暦年中に再び発掘され、人家に安置していたもののその家のものが病気になり、宝幢寺に安置した。そして、元禄10年に埋め戻し、木でレプリカを作成して宝幢寺に安置したのである¹⁶⁾。

小野毛人の墓、墓誌をめぐる話は、19世紀になると、京都を離れ江戸で次のように展開する。江戸の狂歌師、岸誠之の『桑楊庵一夕話』（天保4年 [1833] 序）の「高野村の農夫小野毛人が靈魂にあふ事」である¹⁷⁾。山中で小野毛人の幽霊が出現し、親孝行の農夫に財宝を与えるという物語である。墳墓の発掘と墓誌をめぐる出来事が怪談として創作されているのである。

このように小野毛人の墓の発掘をめぐっては、高野村に住んでいる者、高野村を訪れた者、京都の国学者、地誌など様々な人々が記録を残している。そして、発掘して墓誌を持ち帰った人の家で病気が続いたり、村が衰退するという出来事が墓の発掘に結び付けられ、墓の主である小野毛人の祟りと語られるのであった。

以上、限られた事例であるが、近世において古墳（古塚）の祟りは、民俗社会（村）で語られるとともに、知識人や作家によっても語られる。それぞれの記録を分析することから古墳（古塚）に対する近世人の心性を明らかにできるものと思われる。民間説話や禁忌など民俗資料も含め、今後検討する必要があると考える。

むすびにかえて

小稿では、斎藤忠「古墳の祟り」に導かれ、怪異学の視点から、近世史料を中心に検討を加えてきた。「祟り」の原義は、神が人に祭祀を要求して、出現することであったが、時代とともに、意味するところは

広がっていった。そして、「祟り」は、情報を発信する者と受容する者の葛藤という相互作用のなかで成立するものであった。古代社会では、神祇官の卜部によって、災害・怪異など国家の危機等の際、「祟り」が認定されていた。そして、平安時代中期には一般語となり、以降誰でも「祟り」を認定できるようになる。したがって、近世における古墳（古塚）をめぐる言説においては、民間伝承や知識人の著作、地誌など様々な人々が「祟り」を語っているのである。しかし、ある事象を○○の「祟り」であると認定し、その主体が明らかにしたうえで対処を行うという単純な構造は、いずれの時代も変わらない。「祟り」の語りの広がりのなかに、古墳（古塚）の祟りは存在しているのである。最後に近代の陵墓をめぐる一つの事例を紹介したい。

滋賀県高島市安曇川町にある彦主人王御陵である。

『滋賀県史蹟名勝天然記念物概要』¹⁸⁾には、次のようにある。

彦主人王墓伝説地 江若線安曇駅より○、四秆
高島郡安曇村大字田中字山崎に在る。俗に王塚と
称し、彦主人王の御墓と伝える。王は応神天皇五
世の御孫にして第二十六代繼体天皇の御父にあら
せられる。墓は前方後円墳で、段別二反八畝十九
歩、三基の陪塚がある。明治三十八年御陵墓地と
して宮内省に買収せられ、十月以降墓丁を置かれた。
地元で、繼体天皇の父、彦主人王の墓との伝承があ
り、「王塚」と称されていた前方後円墳があり、明治
38年（1905）に宮内庁によって陵墓参考地とされた古
墳がある。『安曇川町昔ばなし』の「鳴動する大塚—
彦主人王墓』において次のような記載がある¹⁹⁾。

田中神社の裏山の（現在の開拓野）の登り口に、
どなたのお墓ともわからない大きな塚があつて、
言い伝え、聞き伝えに「ウシヅカ」あるいは「イ
シヅカ」と呼んでいたそうです。盛り土の大塚で
すから、子どもが大勢遊びに行き、お山の大将
遊びをしていたものだと、故人がいわれたもので
した。その大塚が、雨の日や、うつとうしい日には、ゴーゴーと鳴動するのです。ですから、いつ
となく皆が「動乱塚」と名づけるようになりました。
そして、田中神社宮司、伊藤範保が研究した結果、

彦主人王の墓であると特定し、宮内庁に交渉した結果、陵墓参考地となった。その結果、明治38年2月に「大塚は宮内庁に買上げられ、お墓の裾に濠を掘り、お山の大将遊びもできなくなりました。後に周囲に有刺鉄線を張りめぐらしました。「守部」というお守り役がおかれ、時おり宮内庁の陵墓の係官が参拝されます」というようになった。また、

ゴーゴーと鳴動した大塚は、宮内庁買上げ後彦主人王伝説地と確定し守部の設置の明治三十八年一月からは、いっさい鳴らなくなりました。

と記されている。陵墓参考地になったことで鳴動しなくなつたという。古墳の鳴動は、神功皇后陵や応神天皇陵、多武峰、多田院、將軍塚など、数多くの事例があり、さまざまな予兆として記録にとどめている²⁰⁾。彦主人王の墓は、宮内庁の陵墓参考地となったことによって鳴動しなくなつたといわれており、この陵墓をめぐる地域の言説の社会的、文化的背景を考えさせる興味深い事例といえよう。

以上、雑駁な検討に終始したが、古墳（古塚）をめぐる人々の言説は多彩で豊かなものがあることが理解できた。その語りには、人々の古墳に対する思いがこめられているのである。日本遺産や文化財保存活用地域計画等、文化財、歴史文化遺産の保存・活用がうたわれ、ストーリー性が重視されるようになってきた。「古墳の祟り」譚は、指定文化財の価値付けになじまないが、地域歴史遺産²¹⁾として伝承していく価値のあるものではないだろうか²²⁾。考古学や民俗学など学問の
きわもの
学際に立つ怪異学の視点で今後も検討していきたい。

【註】

- 1) 斎藤忠 1932「古墳の祟り」『ドルメン』1巻8号、pp.43-47。
- 2) 大嶋善孝 1999「古墳にまつわる伝説—火塚・火の雨塚について—」『信濃』51-1、pp.1-12。角南聰一郎 2014「墓と説話伝承—物質文化研究の視座から—」『アジア民族文化研究』13、pp.51-66。角南聰一郎 2018a「古墳上の神仏祠—考古学と民俗学の接点—」『待兼山考古学論集』Ⅲ、大阪大学考古学研究室、pp.841-854。角南聰一郎 2018b「説話伝承と古墳、その不可分な関係—両者の関係から考える文化財保護—」『説話・伝承学』26、pp.15-29。福田祐美子 2019「火の雨塚伝説についての一考察」『学術財研究』1、pp.180-185。小山元孝 2021「神社の由緒と古墳—丹後網野神社と銚子山古墳—」『宗教民俗研究』31、pp.26-43。

なお、古墳の祟りに関する研究としては、以下の文献などがある。

- 山泰幸 1999 「祟りのビオトープ—都市空間における古墳をめぐつて」『BIO-City』16、pp.44-18。山泰幸 2002 「古墳と陵墓」荻野昌弘編『文化遺産の社会学』新曜社、pp.241-259。外池昇 2000 『天皇陵の近代史』吉川弘文館。
- 3) 東アジア恵異学会編 2003 『怪異学の技法』臨川書店。東アジア恵異学会編 2006 『亀ト歴史の地層に秘められたうらうの技をほりおこす』臨川書店。東アジア恵異学会編 2009 『怪異学の可能性』角川書店。東アジア恵異学会編 2012 『怪異学入門』岩田書院。東アジア恵異学会編 2015 『怪異を媒介するもの』(アジア遊学 187) 勉誠出版。東アジア恵異学会編 2019 『怪異学の地平』臨川書店。東アジア恵異学会編 2021 『怪異学講義』勉誠出版。
- 4) 大江篤 2007 『日本古代の神と靈』臨川書店。
- 5) 大江篤 2020 『神祇官卜部と病』小山聰子編『前近代日本の治療と呪術』思文閣出版、pp.108-149。
- 6) 梅原未治 1920 『石川年足の墳墓』『考古学雑誌』第10巻第12号、pp.627-642。
- なお、石川年足の墓誌をめぐる知識人の動向については、伊藤純 2006 『石川年足墓誌の発見と情報の伝播—関連史料の紹介を兼ねて—』『大阪市立歴史博物館研究紀要』第5号、pp.47-52、加藤俊吾 2011 『石川年足墓誌発見にかかる国学・儒学者の動向—関連史料の解題を通じて—』『大阪市立歴史博物館研究紀要』第9号、pp.1-18がある。
- 7) 黒川真道 1906 『山田以文ノ書簡』『考古界』5-8、pp.53-57。
- 8) 梅原未治 1940 『小野毛人の墳墓とその墓志』『日本考古學論叢』弘文堂、pp.15-56 (初出は『考古学雑誌』第7巻第8号、1917)。
- なお、小野毛人の墓誌をめぐる伝承については、大江篤 2008 『小野毛人墓誌』掌攷—近世の「祟り」の一事例』『久里』、pp.53-68で論じた。
- 9) 「国宝」編纂委員会編 1984 『考古(増補改訂版)』毎日新聞社。
- 10) 前掲 (9)。
- 11) 「近畿歴覧記」『新修 京都叢書』第12巻、臨川書店、1971年。
- 12) 『北肉魚山記』(『近畿歴覧記』)に「…赤山明神ノ前ヲ過キ、高野村 宝幢寺ニ入、小野毛人ノ金牌ヲ見…」と記している。
- 13) 『新修 京都叢書』第10巻、臨川書店、1968年。
- 14) 伊藤東涯『盍簪錄』(『隨筆百花苑』第6巻、中央公論社、1983年)、『轄軒小錄』(『日本隨筆大成』第二期、第12巻、吉川弘文館、1994年)。
- 15) 『新修 京都叢書』第12巻、臨川書店、1971年。
- 16) 山田邦和 2019 『レプリカが作成された小野毛人墓誌』芳井敬郎名誉教授古稀記念会編『京都学研究と文化史の視座』芙蓉書房、pp.261-276。
- 17) 『日本隨筆大成』第二期、第13巻、吉川弘文館、1974年。
- 18) 滋賀県史跡名勝天然記念物調査会 1936 『滋賀県史蹟名勝天然記念物概要』。
- 19) 安曇川町教育委員会 1980 『安曇川町昔ばなし』。この史料については、化野燐氏からご教示いただいた。
- 20) 墓の鳴動については、西山克 2002 『中世の王権と鳴動』今谷明編『王権と神祇』思文閣出版 pp.105-144、西山克 2003 『物言う墓』『怪異学の技法』前掲 (3)、pp.347-371、笛本正治 2000 『鳴動する中世 怪音と地鳴りの日本史』朝日新聞社などがある。
- 21) 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター 2013 『地域歴史遺産保全活用ハンドブック 兵庫県版』に次のようにある。
- 地域歴史遺産とは何だろうか。国や県などが指定する文化財のこと

とだろうか。和紙に墨で書かれた江戸時代の古文書のことだろうか。それとも遺跡・史跡のたぐいだろうか。実はこれが地域歴史遺産である、というのはあらかじめきまっているわけではない。ある人が「これはこの地域の歴史や文化を理解するために大事なものだ」と思えば、それが地域歴史遺産になる。地域歴史遺産はそこに「ある」ものではなく、人々の思いによって地域歴史遺産に「なる」ものである。

だとするとあらゆるものが地域歴史遺産となる可能性を秘めている。江戸時代やそれ以前の古いものだけではない。近代や、戦後のものでも地域歴史遺産になりうる。どこにでもありそうなありふれたものでも、骨董的価値がないものでも、別の人にとっては大事なものかもしれない。

もちろん紙に書かれた史料だけではない。写真や建築物、石造物、古い農具や民具などのモノ、あるいは伝統行事や伝承、街並みや景観、慣習や、昔を知る人の証言といった形のないものも地域歴史遺産となりうる。将来はデジタルデータも地域歴史遺産になるだろう。

- 22) 大江篤 2019 『地域歴史遺産としての民俗文化—改正文化財保護法と民俗学の課題—』『岡山民俗』240、pp.1-18。大江篤 2020 『歴史文化遺産と民俗学』『地域史研究』120、pp.17-27。

附記 本稿は、利研費18K00978による成果の一部である。